

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)の対象者です！

1. 支給対象者

- 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **5月下旬頃**、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

* お問い合わせは下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター
0120-400-903
(受付時間：平日9:00~18:00)

■ 指宿市役所
地域福祉課こども相談係
0993-22-2111 (内線395)



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。